

肥料の販売を開始される方へ

広島県 農林水産局 農業技術課

1 肥料販売の届出をした後の各種届出

肥料の販売業務開始の届出をした後、届出内容に変更が生じた場合には、変更した日から2週間以内に県知事へ届け出なければなりません。販売をやめたときも同様に届出する必要があります。

届出者が個人又は任意団体等の代表者の場合、届出者が変更になると新たな販売業務開始の届出が必要です。また、現在の届出は廃止となります。

2 表示の義務

(1) 普通肥料の保証票

普通肥料を生産した時は、容器に生産業者保証票の表示が義務付けられています。販売する方も、次の場合、販売業者保証票を肥料袋などに表示しなければいけません。

- ①普通肥料の容器（包装）を開いたり変更したとき
 - ②容器（包装）のない普通肥料を容器に入れたり包装したとき
 - ③保証票が付されていないか、その記載が不明となった普通肥料の引渡しを受けたとき
 - ④引渡しを受けた普通肥料の保証票を滅失したり、その記載が不明となったとき
- 肥料の種類によって保証票の様式が異なります。様式に従って表示してください。

(2) 特殊肥料の「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」の表示

特殊肥料のうち、「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」については、生産者が品質表示をするよう義務付けられています。

販売する方も、次の場合には品質表示を行ってください。

- ①堆肥等の容器（包装）を開いたり変更したとき
- ②容器（包装）のない堆肥等を容器に入れたり包装したとき

このとき、元の品質表示のうち、「表示者の氏名及び住所」「正味重量」「届出を受理した都道府県」欄を販売する方に置き換えて表示してください。

3 帳簿の備え付けの義務

肥料を販売する方は、事業場ごとに購入・販売に関する帳簿を備え付けて、肥料を購入したり、肥料生産業者や販売業者に販売した場合（農家等への販売は含みません。）は、次の事項を記載してください。

「肥料の名称」「肥料の数量」「購入・販売した年月日」「購入・販売した相手方の氏名又は名称」

また、これらの帳簿は2年間保存しなければなりません。

4 虚偽の宣伝の禁止

販売する肥料の主成分の含有量や効果などに関して虚偽の宣伝をしてはいけません。また、誤解が生ずるおそれのある名称を用いてはいけません。

5 農林水産大臣又は都道府県知事への報告

肥料の品質の確保等に関する法律では、必要があると認めるときは、農林水産大臣又は道府県知事は、販売業者などに報告を求めることができることとされています。

6 立入検査

この肥料制度が適正に実施されているかどうかを確認するため、広島県の職員が、立入検査を行うことがあります。

<手続き等についての問い合わせ先>

届出等については、下記連絡先にお問い合わせください。

また、必要な様式は、広島県ホームページからダウンロードできます。

※「広島県」「肥料販売」「届出」で検索し、[肥料販売の届出について-広島県](#) などからお入りください。

広島県 農林水産局 農業技術課 農業生産管理グループ

電 話 (082) 513-3585 FAX (082) 223-3566

メールアドレス nougijutsu@pref.hiroshima.lg.jp

所在地 〒730-8511 広島市中区基町10番52号